

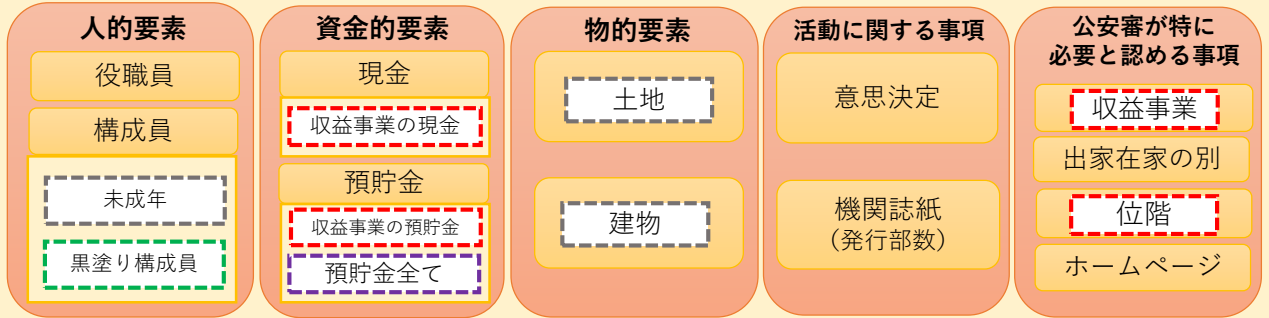
再発防止処分請求の概要①

「Aleph」について、団体報告の一部不報告に基づき、再発防止処分の請求

「Aleph」の一部不報告について

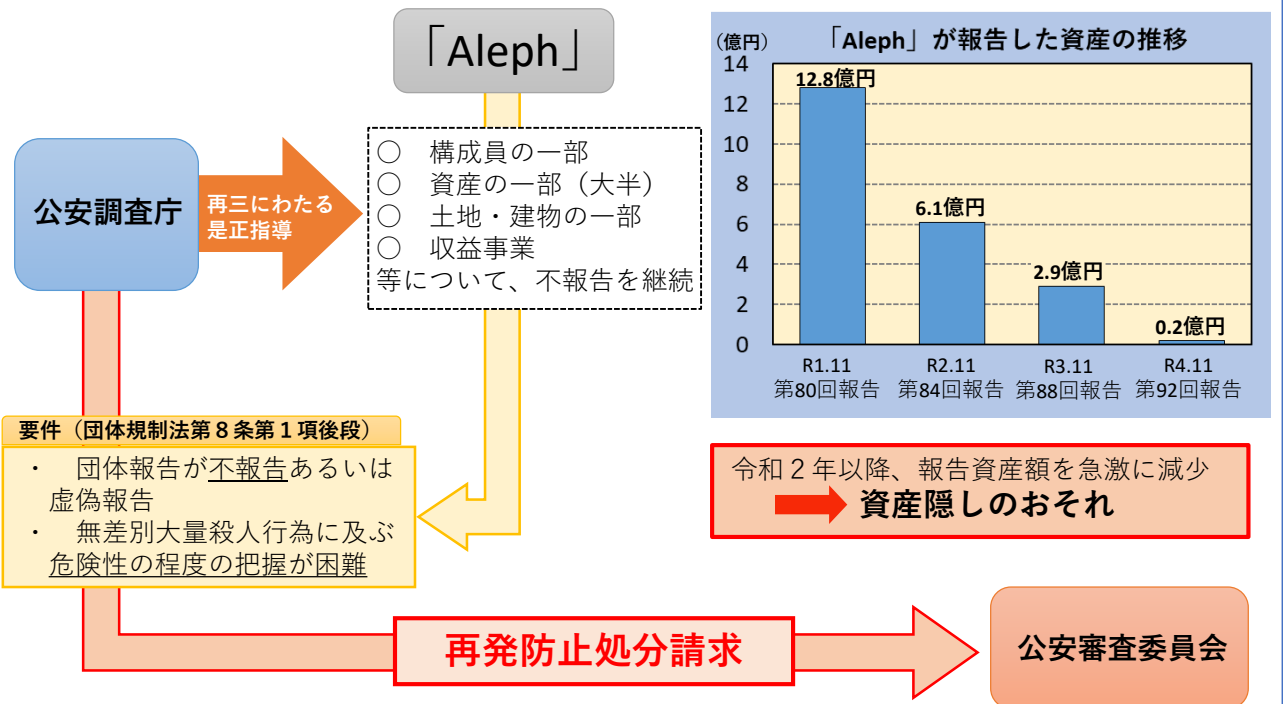
団体の報告義務（団体規制法第5条第5項・第3項）

下記要報告事項を3か月ごとに公安調査庁長官に提出



- 従前から、一部又は全部について不報告
- 令和2年2月14日付け第81回「報告書」から不報告
- 令和3年11月11日付け第86回「報告書」から一部を黒塗りにして不報告
- 令和3年11月14日付け第88回「報告書」から不報告

再発防止処分請求について



再発防止処分（団体規制法第8条第2項）

〔処分内容〕

- 「Aleph」が所有又は管理する特定の土地又は建物（専ら居住の用に供しているものを除く。）の全部又は一部の使用を禁止する処分
施設内の収益事業の事業所たる作業場所及び道場等の使用禁止
- 金品その他の財産上の利益の贈与を受けることを禁止する処分
布施等の受領の禁止

〔処分期間〕

6か月間